

# 1 新型コロナウイルス感染症対策について

【内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、財務省】

## 【提案・要望】

### <まん延防止>

- 1 国外からの新型コロナウイルスの侵入を防止するため、空港や港湾等での検疫体制の強化など、水際対策に引き続き万全を期すこと  
また、広域的な移動などによる、国内での感染拡大を防止するための対策についても万全を期すこと

### <医療>

- 2 国内外の正確な情報を迅速に収集して国民に提供するとともに、感染拡大に備えた国内各地における適切な検査・医療体制を早急に整えるため、感染防止対策、外来医療体制、入院医療体制の整備にかかる支援を行うこと  
あわせて、医療従事者への支援体制（家族等への感染を予防するため医療従事者用の宿泊施設の確保、メンタルヘルス対策等）を構築すること
- 3 簡易検査キット、ワクチン、治療薬の開発・製造を早急に行うとともに、症状に応じた治療法を速やかに確立すること  
また、絶対的に不足しているマスク、防護服、消毒液等の医療物資の確保に努め、国民への円滑な供給体制を迅速に整えること  
特に医療機関や高齢者施設への供給を優先すること
- 4 感染のピーク時等に医療機関が安心して感染患者を受入れることができるよう、当該医療機関に対する収支差補てん（風評被害がなくなり収入が回復するまでの間も含む）など、国の責任において十分な経営支援策を講じること
- 5 感染者、濃厚接触者、看護職及び医療職、また、その家族等が風評被害を受けないよう人権を守る対策を講じること

### <産業>

- 6 感染拡大防止対策の効果的な実施のため、イベント等の開催や事業活動の中止・休止要請に伴う営業損失について、国の責任において補償すること
- 7 観光需要の落ち込みや外出自粛要請による客足の減少、サプライチェーンの毀損等により県内の幅広い業種において影響が生じており、事業の継続が困難となっている中小・小規模事業者に対して、政府が打ち出した対策の速やかな周知と実施の徹底、並びに地域の現状に応じた弾力的な運用を図るとともに、地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じること  
また、引き続き金融機関に対して企業活動の継続に必要な資金の円滑な融資及び既貸付金の元金返済猶予等、具体的な支援策の実行を要請するとともに、それらに要する財政支援の充実を図ること

8 農林水産業について、生産体制に支障が生じないよう、経済的に影響を受けた農林漁業者が事業を継続するための資金繰り支援やセーフティーネット確保などの経営安定対策、労働力の確保対策、販売促進対策の強化など、安心して生産活動等を行うことができるよう万全の対策を講じること

<教育等>

9 子どもの学びの保障のための学習支援やオンライン学習のためのネットワーク環境及び端末の整備にかかる財政支援を行うこと  
また、感染防止のための学校・保育所・放課後児童クラブ等の衛生環境への配慮及び保護者や一斉休業により影響を受けた関係事業者に対して特段の措置を行うこと

<地方財政>

10 地方公共団体が実施する感染防止対策、医療提供体制の整備、地域経済、住民生活の支援等については十分な財政措置を講じること  
特に、地方公共団体向けの交付金等については、その総額を大幅に増額するとともに、算定にあたっては、条件不利地域や産業構造など地方の実情に配慮すること

【本県の現状・課題等】

新型コロナウイルスによる感染症は急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（WHO）において「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨の宣言がなされるなど、国際的な脅威となっている。

さらなる感染拡大に備え、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づいて7都府県に対し、4月16日は全都道府県を対象に緊急事態宣言が発せられ、そして5月4日にはその期間が5月31日まで延長されたが、本県は5月14日をもって緊急事態宣言が解除されたところである。

また、我が国の経済は感染症拡大により大幅に下押しされ、国難と言うべき厳しい状況に置かれており、令和元年度末に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾及び第2弾、さらには「生活不安に対応するための緊急措置」と金融措置を含め総額2兆円規模の対応策が講じられている。

さらには令和2年4月7日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が講じられており、今後とも国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が求められている。

(本県の取組)

令和2年3月13日に「新型コロナウイルス対策本部」を設置したが、すでにそれ以前から諸対策を講じており、県民への感染予防に関する情報発信や電話相談対応、医療福祉分野における現場の状況に応じた対応、また、学校の休校措置に伴う児童・生徒の日々の生活や保護者に対する支援等、安全で安心な県民生活の確保に向け、様々な対策を講じている。

<本県における緊急事態措置の経過※県下全域を対象に県民・事業者へ協力依頼>

- 令和2年4月17日（緊急事態宣言の全国拡大を踏まえて）
  - ①生活の維持に必要な場合を除き、極力外出を控えること
  - ②県境を越える帰省や旅行、離島地域への訪問を控えること
  - ③事業者に対し、テレワークや時差出勤の推進、三密を避ける就業環境の整備
- 令和2年4月24日（休業要請等の実施）  
施設の休業要請を行うとともに、飲食店等の食事提供施設に対し20時から翌朝5時までの時間帯に営業の自粛を要請

- 令和2年5月5日（緊急事態宣言の延長を踏まえて）
  - ①県境を越える帰省や旅行、また、離島地域への訪問を控えること
  - ②接客を伴う夜の街への外出を極力控えること
  - ③新たな生活様式の実践
  - ④事業者に対し、テレワークや時差出勤、感染防止対策や三密を回避する環境整備、店頭表示等による県外からの来訪者抑制
  - ⑤遊興施設等について、引き続き5月20日まで休業を要請
- 令和2年5月15日（緊急事態宣言の解除を踏まえて）
  - ①県境を越える不要不急の移動を避け、県外の皆様の離島訪問を控えること
  - ②新しいライフスタイルの実践
  - ③テレワーク、時差出勤、オンライン会議のさらなる推進
  - ④遊技施設や接待を伴う遊興施設における県外からの来訪者抑制
  - ⑤業種ごとの感染防止に向けたガイドラインを踏まえた対策の徹底
  - ⑥5月15日をもって、全ての施設の休業要請を終了

<会議の開催状況（5月19日時点）>

- 新型コロナウイルス対策本部の開催数 11回
- 新型コロナウイルス対策推進会議等開催数 19回

<新型コロナウイルス感染者の状況等>

- 新型コロナウイルス感染症確定例（令和2年5月19日時点）17件
- 新型コロナウイルス感染症検査数（令和2年2月7日～5月19日）  
累計 2,587件
- 帰国者・接触者相談センターでの相談件数（令和2年2月7日～5月18日）  
累計 9,541件
- 感染症指定医療機関（感染症病床）10医療機関（38病床）

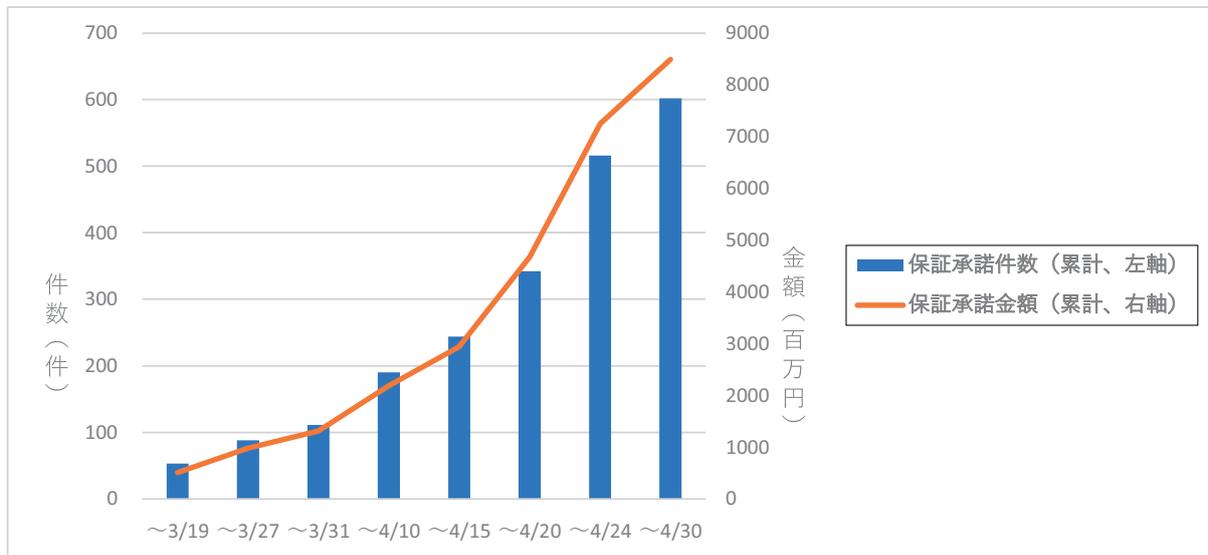
<新型コロナウイルス感染症にかかる県制度融資の活用状況>

**県緊急資金繰り支援資金の保証承諾実績**

（令和2年3月2日発動）

（件、百万円）

期間	～3/19	～3/27	～3/31	～4/10	～4/15	～4/20	～4/24	～4/30
保証承諾件数(累計、左軸)	53	88	111	190	244	342	516	602
保証承諾金額(累計、右軸)	509	979	1,314	2,185	2,939	4,675	7,253	8,493



＜県内農林水産物の販売額低下状況＞  
 輪ぎく単価前年比較

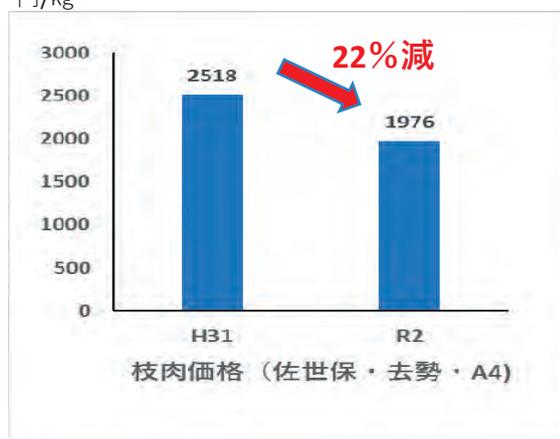


県内子牛価格と枝肉価格の前年比較 (各年3、4月平均)

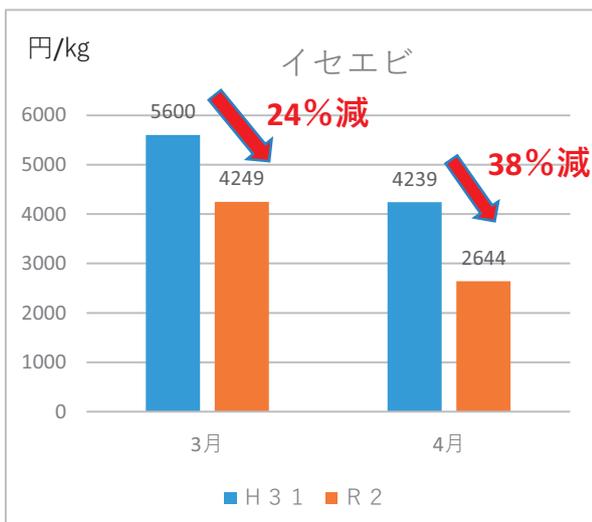
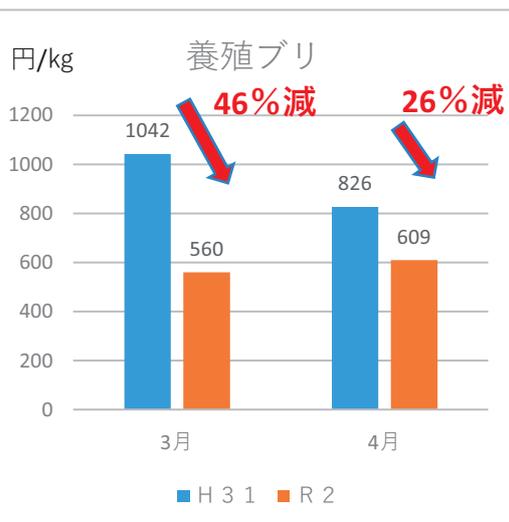
千円/頭



円/kg



長崎魚市場魚種別平均単価



【提案・要望実現の効果】

国と地方が一体となって、さらなる感染拡大防止対策、適切な検査・医療体制の構築、事業者の経済活動支援などを行うことで、より安全・安心な県民生活を確保することができる。

## 2 九州新幹線西九州ルートへの整備促進について

【総務省、国土交通省、財務省】

### 【提案・要望】

- 1 西九州地域の産業振興や交流人口の拡大を図るため、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会が示した、新鳥栖～武雄温泉間を「フル規格により整備することが適当」との基本方針等を踏まえ、以下の事項について対応すること
  - (1) 新鳥栖～武雄温泉間の整備方式に係る関係者間の協議を進展させ、整備効果が最も高く、西九州地域の発展に資するフル規格による整備の早期実現を図ること。  
また、西九州ルートへの直通運行も視野に入れたJR佐世保線の輸送改善に向けた支援を行うこと
  - (2) 関係者間の協議において、地方負担や並行在来線等の課題解決を図ること
  - (3) 暫定的な姿である武雄温泉駅での対面乗換を一刻も早く解消するため、早期に環境影響評価の調査に着手すること
- 2 新幹線整備に伴い、上下分離されるJR長崎本線（肥前山口～諫早）において、JR九州から譲り受ける鉄道資産についても、並行在来線の譲受固定資産に係る特例措置の対象とすること

### 【本県の現状・課題等】

新鳥栖～武雄温泉間については、令和元年8月、与党PT西九州ルート検討委員会において、フル規格により整備することが適当とされるとともに、関係者間（国土交通省、佐賀県、長崎県、JR九州）で協議を行い、検討を深めていくべきとされた。

武雄温泉駅での対面乗換を早期に解消し、西九州ルートの本来の姿である新大阪までの直通運行を実現するため、早急に関係者間の合意形成を図り、フル規格による整備方針を決定していただく必要がある。合意形成に向けては、地方負担の軽減を図るとともに、佐世保線と直結する重要な路線である新鳥栖～武雄温泉間の在来線について、JR九州による経営を維持していただく必要がある。

新幹線整備に伴い、JR長崎本線（肥前山口～諫早）は上下分離され、引き続き、JR九州が列車の運行を行い、鉄道施設の維持管理は長崎県及び佐賀県で設立する一般社団法人が行うこととなる。一般社団法人は、上下分離方式に至るこれまでの経過等から鉄道施設の使用料を徴収せず、自主財源が乏しい経営環境のもと、経費削減等を行いながら、両県の財政支援に頼らざるを得ない法人運営となるため、譲受固定資産に係る特例措置が必要である。

#### （本県の取組）

政府・与党等に対して、県議会等と共に、フル規格による整備の早期決定や地方負担の軽減、環境影響評価調査の予算計上等について、重ねて要請を行っている。

JR佐世保線については、令和元年度から佐世保～有田間の高速化に資する線路等の整備を進め、振り型車両の導入と併せて、佐世保～博多間の所要時間の短縮を図ることとしている。

JR長崎本線（肥前山口～諫早）については、令和4年度の西九州ルート（武雄温泉～長崎）開業時の上下分離の実施に向けて、佐賀県及びJR九州とともに協議を進めている。また、地域住民の重要な生活路線の維持のため、平成20年度から継続して、並行在来線関係道県協議会において、政府・与党等に対し各種支援制度の拡充・創設に向けて要請を行っている。

■各整備方式の比較検討結果（平成31年4月の国土交通省資料をもとに作成）

整備方式	フル規格	ミニ新幹線	
		単線並列	複線三線軌
概算建設費	約6,200億円	約1,800億円	約2,700億円
想定工期	約12年	約10年	約14年
※1 所要時間	長崎～博多間 ※2 (約1時間20分)	約51分 (△約29分)	約1時間19分 (△約1分)
	長崎～新大阪間 ※2 (約3時間58分)	約3時間15分 (△約43分)	約3時間43分 (△約15分)
投資効果 (B/C)	3.1	2.9	2.5
収支改善効果 (年平均)	約86億円	約9億円	約1億円

※1 最速達タイプによる所要時間。需要予測等のための想定であり、開業後の運行ダイヤは営業主体が決定する。

※2 対面乗換方式の場合の所要時間（想定）。

注：費用、工期等は、今後の精査、関係者間の調整により、変更となる可能性がある。



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

西九州ルートがフル規格で整備されることにより、新大阪までの直通運行が可能となり、関西や中国地方との交流人口が拡大、関西・中国圏との連携により社会経済の発展に寄与する。

また、西九州地域がアジアの玄関口となり、高速鉄道網の整備により新たな観光ルートが構築され、観光立国を推進する国家戦略にも寄与する。

更に、新幹線の全国ネットワーク構築は、災害に強い国づくり、国土強靱化に資する。

(項目2)

並行在来線と同様の支援が講じられることにより、地方負担の軽減が図られ、JR長崎本線(肥前山口～諫早)の鉄道輸送サービスが将来にわたり安定的に維持される。

### 3 特定複合観光施設（IR）の区域認定について

【内閣官房、内閣府、カジノ管理委員会、財務省、国土交通省、観光庁】

#### 【提案・要望】

- 1 日本型IRに期待される高い経済効果を早期に発現させるため、事業計画の検討に必要な税制をはじめとする制度の内容を速やかに示すとともに、3箇所を上限とするIR区域認定を早期に実施すること
- 2 政府のIR整備の目標である「2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成の後押し」をするため、九州・長崎にIRという新たなゲートウェイを設けること
- 3 IR導入にあたり懸念される社会的リスクの最小化に向け、特定複合観光施設区域整備法並びにギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策基本計画を踏まえ、ギャンブル依存症対策等について、地方公共団体等とも連携した対策を講じること
- 4 IR整備に伴う国内外からの観光客の飛躍的増加を見据え、交通アクセスの強化に向けた道路や港湾施設等の整備予算を確保し、その促進を図ること

#### 【本県の現状・課題等】

我が国の人口が今後急激に減少することが見込まれる中、本県においても人口減少対策は喫緊の課題であり、地域の特性を活かした地方創生の取組を強力に推進していく必要がある。その中でも観光分野については特に大きな成長が見込まれることから、その競争力強化が急務である。

九州・長崎は観光需要が急速に拡大するアジアに近く、国内外から観光客を惹きつける質の高い数多くの観光資源を有していることに加え、九州地方知事会や九州各県議会議長会、九州の経済団体等が九州・長崎IRを応援することを決議するなど、民間、行政、議会が一体となって、IR区域認定をめざしており、広域的な観光振興の取組も進んでいる。

このような優位性を活かしながら、本県にIRという訪日観光の新たな玄関口を設けることができれば、成長・発展の著しいアジア地域から、今までにない人の流れを引き込み、新しい風を西から起こすことができる。

なお、IR整備にあたっては、国内外からの観光客の飛躍的増加を見据えた交通アクセス強化のほか、懸念される社会的リスクについても、あらかじめ対策を講じておく必要がある。

#### （本県の取組）

区域整備計画の認定申請に向けては、本年4月にIR事業者の公募・選定にかかる実施方針（案）を公表するなど、準備を進めている。

また、懸念事項の中で、国民の関心が特に高いギャンブル依存症に対しては、他の候補地に先駆けて、長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、相談から治療・回復に至るまで関係機関が連携した取組を推進しているところ。

さらに、候補地である佐世保市ハウステンボス地域への交通アクセスの強化については、国や交通事業者との情報共有を密にしながら、陸海空それぞれの交通アクセスの改善に向けた検討を深めている。

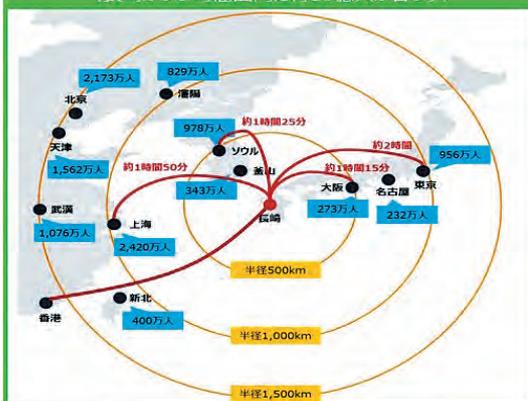
## アジアとの近接性を活かした誘客

**我が国におけるMICE開催件数の増加**  
**2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、消費額15兆円とする政府目標達成の後押し**  
**訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加**



I Rによる九州への誘客の強化が  
 日本全体の外国人観光客の増加に大きく貢献

長崎は大きく成長する東アジアの中心に位置  
 (長崎から3時間圏内に約10億人が暮らす)



世界の成長センターであるアジア地域との近接性を活かし、その成長力を引込む日本の成長センター「ゲートウェイ九州」を目指す



I Rによる九州への誘客の効果を共有し、九州地方知事会議、九州地域戦略会議において、九州・長崎 I Rを応援する決議

## ギャンブル依存症対策

- 令和2年1月、I Rの誘致を表明している他の自治体に先駆けて長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定
- 長崎子ども・女性・障害者支援センターを拠点に、民間の支援団体や医療機関など、関係機関と連携した依存症に対する支援体制を構築

長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画(令和2年1月策定・公表)



今後、I R事業者等を含めて連携を強化し、依存症対策をさらに推進

## 九州一体となった取組

- 九州・長崎 I Rを応援することを決議
  - ・九州地方知事会 (R1.6、11)
  - ・九州地域戦略会議 (R1.6) (※)
  - ・九州各県議会議長会 (R1.6、8)
  - ・九州商工会議所連合会 (R1.6)

※九州地域戦略会議とは九州・沖縄・山口各県知事、九州経済連合会、九州商工会議所連合会、九州経済同友会、九州経営者協会のトップで構成

- 九州地域戦略会議の下に設置されたPTにおいて、九州・長崎 I Rを活かした広域連携のあり方について検討中 (R1.6～)



## 【提案・要望実現の効果】

(項目1) (項目2) (項目4)

本県にI Rという訪日観光の新たな玄関口を設け、インバウンド客を直接招き入れることにより、九州の観光振興に大きく寄与するとともに、政府のI R整備の目標である「2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、消費額15兆円とする政府目標達成の後押し」に大きく貢献できる。

また、I Rの経済効果が波及する産業のすそ野は広いことから、多様な業種で雇用が創出されることで、定住人口の増加が図られ、九州の地方創生に繋がる。

(項目3)

国が地方公共団体とも連携した対策を講じることにより、I R導入に伴う社会的リスクが軽減されるとともに、I Rへの国民の理解も進む。

## 4 国営諫早湾干拓事業について

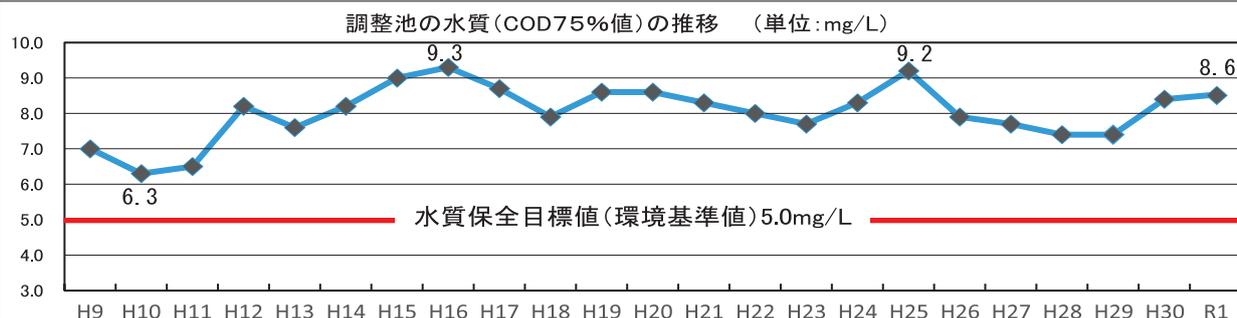
【法務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

### 【提案・要望】

- 1 平成29年4月に農林水産大臣談話で示された「開門しないとの方針」及び令和元年6月の最高裁決定により、開門問題に関し「開門を認めない」との方向性が示されたことを踏まえ、請求異議訴訟においては請求が認容されるよう努めていたととも、その他の開門請求訴訟においても開門しないとの方針に沿ってしっかりと対応され、開門問題関連訴訟の早期解決を図っていただきたいこと
- 2 有明海の漁業不振の原因究明を進めるとともに、開門しない前提での海域特性に応じた効果的な水産振興策や環境改善対策を実施し、真の有明海再生を目指していただきたいこと  
特に、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、国が定めた基本方針を踏まえ、本県において実施すべき施策を定めた「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」の別表6に掲げられている作濤、覆砂等の大規模事業等を実施していただきたいこと
- 3 諫早湾干拓調整池の水質保全対策については、事業アセスで掲げた水質保全目標の達成に向け、水質改善のための効果的な対策及び予算の確保を、責任を持って行っていただきたいこと

### 【本県の現状・課題等】

- 排水門開放差止請求を認める判決等が確定したが、残る請求異議訴訟を含む開門問題関連訴訟の早期解決が求められる。併せて、国民の理解を得るため、事業の経緯、効果(防災・営農)、開門した場合の問題点等を分かりやすく説明いただきたい。
- 有明海の貝類等の漁業不振は、熊本新港、筑後大堰等の巨大大事業やノリの酸処理等の複合的な要因によるものであること、及び海域により流れや底質が異なること等を踏まえ、真の有明海再生に向けた抜本的な水産振興策を実施していただく必要がある。
- 長崎県計画には、有明海及び橘湾の再生を着実に推進するため、漁業の振興に関する様々な事業を掲げ実施しているところであるが、地元漁業者は、諫早湾の海域環境の抜本的な改善に向け、当該計画の別表6にかかる大規模な事業の実施を強く求めている。
- 調整池の水質保全対策については、第3期行動計画に基づき関係機関と連携を図りながら各種取組を行っているが、未だに水質目標に達していない状況である。現在、取組を進めている面源やアオコ・ユスリカ対策等に加えて、濁りの抑制につながる浚渫や覆砂などの効果的対策が求められている。
- 諫早湾干拓事業によって創出された干陸地等は、地域活性化のための非常に貴重な資源である。その利活用については、調整池の水質や周辺の自然環境等に配慮しながら国、県、地元市が一体となって推進していく必要がある。





完全手掘りのアサリ



覆砂工事

新干拓地での営農



低コスト耐候性ハウス群  
(高度環境制御栽培施設を含む)

地域資源の新たな利活用



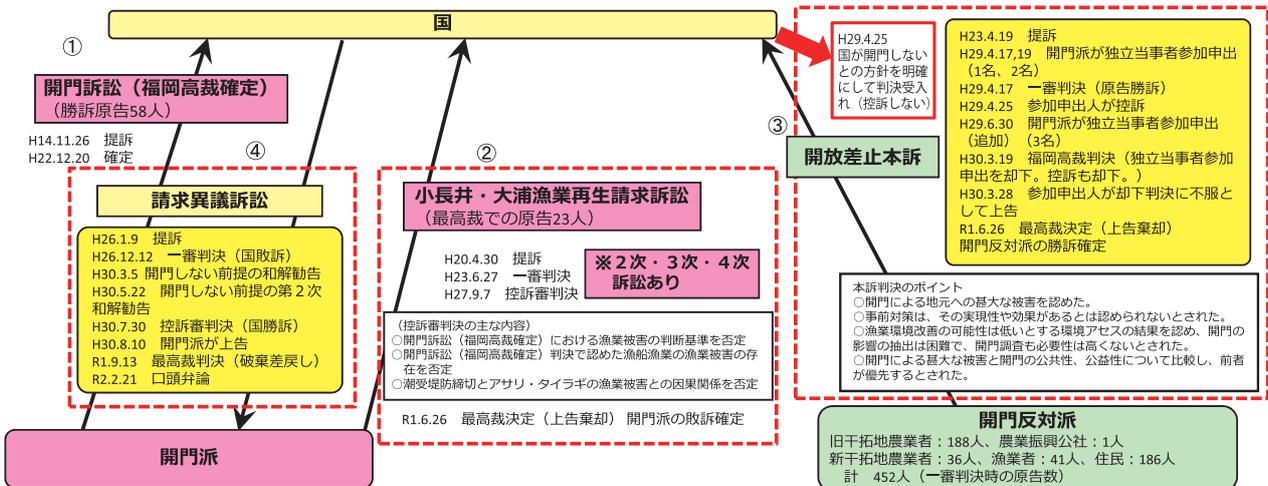
調整池（本明川）での日本ボート協会  
ナショナルチーム強化合宿



内部堤防を花で装飾  
(クリムゾンクローバー)



干陸地で栽培された「幻の高来そば」



## 5 海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進について

【内閣府、経済産業省、環境省、国土交通省】

### 【提案・要望】

再エネ海域利用法による海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用が促進される中、洋上風力発電を中心とした海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、商用化による海洋エネルギー産業の国際競争力強化及び関連企業の集積など、地域活性化に向けた施策について、以下の支援を講じること

- 1 エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの電源構成比率の実現には、洋上風力発電等の導入拡大が不可欠であり、事業者が積極的かつ計画的に商用化を実現できるよう、海洋再生可能エネルギーの導入目標を明示すること
- 2 商用化を促進していくためには、洋上の発電施設の建設や運用・メンテナンス等を行う専門人材を育成していくことが重要であり、実海域に訓練設備を整備するなど人材育成にかかる施策及び支援を講じること
- 3 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、実証フィールドを中心とした県内海域の活用による洋上風力発電や潮流発電等の技術開発等に係る事業の継続、及び事業予算を拡充するとともに、潮流発電の固定価格買取制度への追加について早期実現を図ること

### 【本県の現状・課題等】

再エネ海域利用法による一般海域の利用ルールが整備される中、更に洋上風力発電の導入拡大を図り、民間企業の海洋エネルギー発電への参入を拡大するためには、国が導入目標を明示し、市場の規模を企業が想定できることが必要である。

今後、商用化を促進させていく中で、先進地域である欧州と比べて、国内では、海洋エネルギー関連の専門人材がほとんどおらず、その育成は急務であることから、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が主体となり産学官連携のもと「長崎海洋開発人材育成・フィールドセンター」を設置したところである。座学に加えて、実際に海上で従事する専門人材を実海域で実践的に育成するための訓練設備などを整備していく必要がある。なお、本県には「海洋再生可能エネルギー実証フィールド」があり、人材育成の場として活用していくことも考えられる。

海洋エネルギーのポテンシャルの高さや造船関連技術等を活かした海洋関連産業の創出に取り組む中で、潮流発電等の海洋エネルギーの実用化には更なる技術開発が必要である。また、今後、洋上風力発電の普及・拡大のためには、コスト削減に向けた更なる研究開発も必要である。

さらに、五島市久賀島沖で現在採択中の潮流発電実証研究が終了することを踏まえ、事業者が計画的に商用化を進めるためには、支援措置の継続及び事業予算の拡充に加え、潮流発電の固定価格買取制度への追加が必要である。

#### (本県の取組)

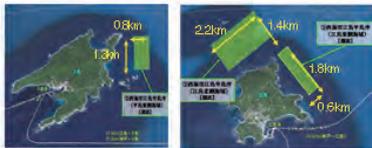
地元産学官が海洋エネルギー関連分野の人材育成や研究開発等にかかる連携協定を締結しており、本県での関連産業の拠点化に向け、一体となった取組を進めている。

人材育成については、欧州等の先進地域の関係機関と連携しながら、実際に従事する社会人を中心とした、現場実践型の教育拠点の形成を検討している。

実証フィールドについては、実証フィールド運営主体の設立準備や、民間主導による実証事業の機能的な誘致活動に取り組んでいるところである。地元産業界では、NPO法人「長崎海洋産業クラスター形成推進協議会」が設立され、会員企業が事業参入に向けた活動を行っており、また、地元大学では、国内外の大学や産業界と連携した研究開発が進められている。

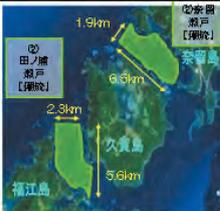
## 長崎県の海洋再生可能エネルギー 実証フィールド

西海市江島平島沖 (潮流ナースリーサイト)  
江島東側、江島北側、平島東側



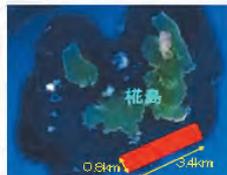
五島市久賀島沖 (潮流)  
奈留瀬戸、田ノ浦瀬戸

最大流速3.0m/s  
(基準1.5m/s以上)



五島市杵島沖  
(浮体式洋上風力)

平均風速  
7.0m/s以上が年間9ヶ月  
(基準3ヶ月以上)



## 長崎県内海域の洋上風力発電の 計画状況

(仮称)西海市沖洋上風力発電事業  
(着床式洋上風力)

規模：未定  
運転開始予定：未定

(仮称)西海江島沖洋上風力発電事業  
(着床式洋上風力)

規模：総出力(最大) 247MW  
運転開始予定：2026年

(仮称)五島市沖洋上風力発電事業  
(浮体式洋上風力)

規模：総出力(最大) 22MW  
運転開始予定：2021年

※令和元年12月 促進区域の指定

### 【提案・要望実現の効果】

国による海洋再生可能エネルギーの導入目標の明示により、事業者の参入意欲が更に高まり、多くの海域で商用事業が促され、全国各地で新たな市場が創出されることで、海洋関連技術を有する企業等の発注増加、雇用の維持・拡大が進み、地域経済の活性化に繋がる。

本県の実証フィールドを中心とした県内海域において、世界最先端の実証試験が行われるとともに、現場実習と欧州の最新技術を組み合わせ、実践的な人材育成を行うことで、「研究開発・人材育成拠点」が形成される。

海洋再生可能エネルギーに係る各種研究開発が数多く実施され商用化が促進されることで、わが国の海洋エネルギー産業の国際競争力強化に寄与するとともに、県内企業が研究開発に積極的に参画することで、ノウハウ蓄積や技術力アップも図られる。

## 6 地方創生・人口減少対策、防災減災対策に必要な財源措置の充実について

【総務省、内閣府】

### 【提案・要望】

地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災事業などの地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、より一層の地方税財源の充実強化を図ること

#### 1 地方創生の推進

- (1) 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費（1.0兆円）」の拡充及び「地域社会再生事業費（0.4兆円）」の維持・確保をするとともに、その算定については条件不利地域等に配慮すること
- (2) 地方創生推進交付金については、令和2年度予算で1,000億円が措置されたことを踏まえ、地域の活力再生や移住定住推進など、引続き地方の需要に応じた十分な額を確保すること
- (3) 地方交付税の算定において、主要な測定単位である人口の基礎数値が令和2年国勢調査に基づく数値に切り替わることによる影響を最小限に留めるため、人口急減補正の拡充などの措置を講じること

#### 2 一般財源総額の確保

- (1) 安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること
- (2) 地方交付税の算定にあたっては、社会保障関係費や臨時財政対策債償還費の増加について、包括算定経費などの行政経費を単純に圧縮して対応するのではなく、適切に財政需要を積み上げること
- (3) 地方全体として必要な地方交付税の額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行等によることなく、さらなる法定率の引上げにより対応すること

#### 3 防災・減災対策に係る地方財政措置の延長

これまでも県民の安全・安心を確保するため防災・減災対策については集中的に実施してきたが、近年の大規模な風水害等の多発化により、さらに需要が増えてきていることから、引続き地方が防災・減災対策に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」を令和3年度以降も継続すること

【本県の現状・課題等】

＜1 地方創生の推進＞

第2期長崎県まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、地方創生を着実に推進するためには、地方財政計画における関係事業費の拡充や、地方創生に関する交付金の十分な確保が必要である。

また、交付税の算定にあたっては、財政力や条件不利地域等に配慮するなど地方の実情に応じた配分が必要である。

○本県における人口減少対策事業費

(単位：億円)

令和元年度		令和2年度	
事業数	事業費	事業数	事業費
236	230	282	296

○本県における地方創生推進交付金の活用状況

(単位：億円)

令和元年度		令和2年度	
事業数	採択額(国費)	事業数	採択額(国費)
14	13	18	15

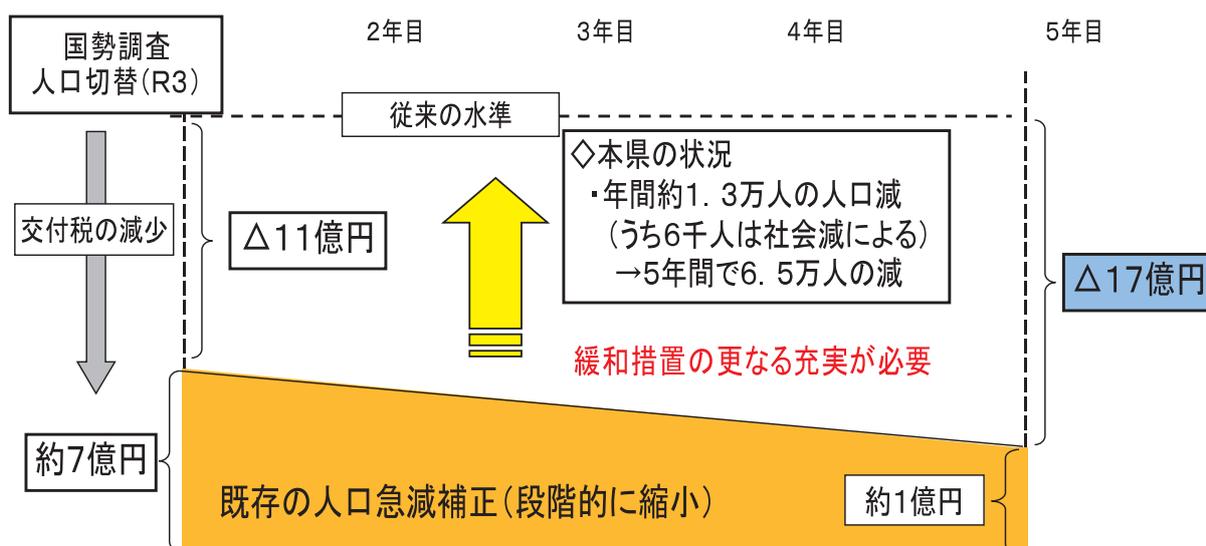
本県は年間約1万3千人の人口が減少しており、令和2年国勢調査人口は、平成27年国勢調査人口から約6万5千人の減少が見込まれている。

地方交付税の算定においては、人口が算定の大きなウエイトを占めており、激変緩和措置である人口急減補正が講じられるものの、令和2年度人口に置き換えた場合、5年後には県分約17億円、市町分約36億円の財源が減少することになる。

人口減少対策が必要な地域ほど、施策推進のための財源が減少することになるため、補正率の引き上げや、対象費目の拡大といった人口急減補正の拡充により、影響を最小限に緩和する必要がある。

令和2年国勢調査人口への切替による交付税影響額試算(県分)

※次期人口の置き換えは国勢調査後の令和3年度



## < 2 一般財源総額の確保 >

「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、地方の一般財源総額については、令和3年度まで、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。地方が地方創生や人口減少対策等に取り組み、安定的な財政運営を行うためには、引き続き一般財源総額を確保する必要がある。

また、臨時財政対策債の発行額は、近年抑制傾向にあるものの、依然として多額の地方財源不足が生じていることから、法定率の引き上げが必要である。

近年、地方交付税の基準財政需要額の算定において、社会保障関係費や臨時財政対策債償還費が増加する一方、その他の行政経費は圧縮されており、特に包括算定経費は大幅に減少している。

包括算定経費は、海外との交流人口の拡大や情報化の推進において重要な財政需要であることから、その経費を圧縮することなく、地域の実情に応じた配慮が必要である。

## < 長崎県の基準財政需要額の推移 >

(単位：百万円)

区 分	H25年度	R1年度	R1-H25
基準財政需要額	355,973	355,945	△ 28
その他の費目	252,593	230,147	△ 22,446
うち 包括算定経費	23,816	18,772	△ 5,044
社会保障関係の費目	86,743	96,732	9,989
臨時財政対策債償還額	16,637	29,066	12,429

※社会保障関係の費目は、社会福祉費、衛生費及び高齢者保健福祉費の合計

## < 3 防災・減災事業に係る地財措置の延長 >

緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の事業期間は令和2年度までであり、終了後の在り方については、地域の実情、課題等や「防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討とされているが、防災・減災対策事業については、今後も多額の需要が見込まれていることから、本制度の延長が必要である。

### 【活用状況】

(単位：百万円)

	H29	H30	R1	R2
緊急・防災減災事業債	7,126	2,646	3,222	2,454
緊急自然災害防止対策事業債	—	—	3,404	4,459
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	—	—	4,726	4,850

※R1は決算見込み R2は当初予算

### 【提案・要望実現の効果】

1 本県においては、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「新規学卒者」と「県内企業」のマッチング促進、県内企業の採用力強化、UIターン対策、魅力的な働く場の創出、交流人口の拡大、子どもを産み育てやすい環境整備などに取り組んでいる。

しかしながら、社会保障費の増加や人口減少、離島特有の財政需要などから、本県の財政は極めて厳しい状況にある。地方財政計画及び地方交付税の算定、地方創生に関する交付金等の財政措置を通して、安定的に十分な財源を確保することにより、地方創生に向けた重点プロジェクトにかかる取組を加速化し、人口減少の抑制や東京一極集中等の是正を図るものである。

また、地方交付税の算定において、人口減少の影響を最小限に抑制することで、安定的な財政運営に資する。

2 安定的な財政運営に必要となる地方一般財源を確保することにより、地域の実情に応じて喫緊の課題である地方創生や人口減少対策等の一層の推進を図ることができる。

また、地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能は、地方全体としての必要額が確保されることによって発揮されるものであり、その原資を法定率の引き上げ等により確保することで、地方交付税の安定性を高めて持続可能な制度とすることができる。

3 防災・減災対策事業を令和3年度以降も継続することにより、施設の耐震化や緊急輸送道路の整備、急傾斜・地すべり対策、河川・砂防の整備など、災害に強く、命を守る県土強靱化を推進することができる。

## 7 有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について

【内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】

### 【提案・要望】

有人国境離島地域に住民が安心して暮らし続けられる環境を整備し、将来の無人化を防止するため、有人国境離島法に掲げられた事項にかかる施策の充実強化を図ること

- 1 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」など有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に必要な予算を確保すること
- 2 有人国境離島地域への国の行政機関の設置について、特に海上保安部及び自衛隊の部隊の体制強化や増員を図ること
- 3 有人国境離島地域の保全のみならず、住民生活を維持し、人流・物流の拡大を図るため、港湾等の整備を促進すること
- 4 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」について、航路・航空路運賃低廉化の対象範囲の拡大や滞在型観光促進のための割引制度の充実、島外からの人材確保対策の強化など、対象事業の拡充を図ること
- 5 特定有人国境離島地域に関する啓発活動や情報発信を充実するとともに、関係地方公共団体の連携に向けた協力・支援を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

有人国境離島地域は、人が住み続けることによって、我が国の領海、排他的経済水域の保全等に関する活動拠点としての国家的な役割を担っている。

本県の悲願であった有人国境離島法が、本県選出議員をはじめ関係国会議員の多大なるご尽力により議員立法で成立し、平成29年4月から施行された。

人口が昭和30年から平成27年までの60年間に58.9%も減少し、毎年約1,000人ももの社会減が続いてきた本県の特定有人国境離島地域において、国の基本目標である2027年における「人口の社会増の実現」を達成するには、必要な予算の確保に加え、五島市、対馬市などの関係市町及び議会が要望している海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化や、更なる交流人口拡大や地域経済活性化につながる航路・航空路運賃低廉化の対象範囲の拡大など、国の施策の充実強化が必要である。

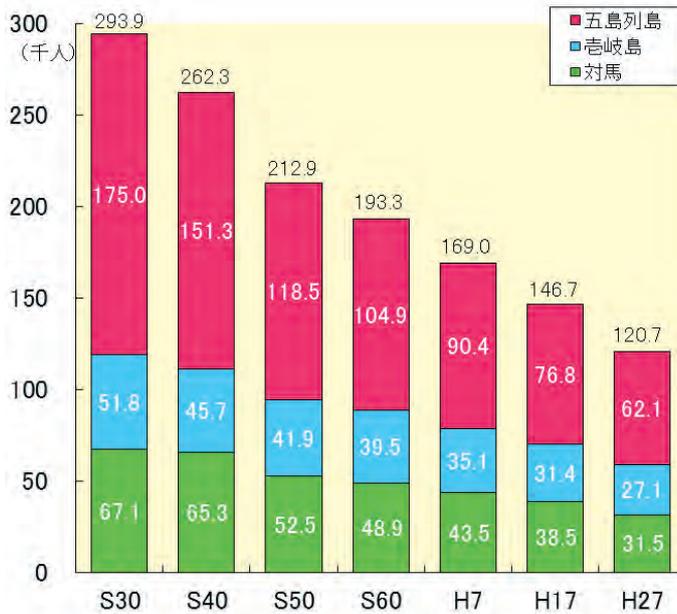
#### (本県の取組)

法の施行にあわせ、関係市町とともに国の施策を最大限活用して、有人国境離島地域の活性化に全力で取り組んでいるところである。

法施行後においては、本県選出国会議員のご尽力を賜りながら、雇用機会拡充などの事業を有効に活用させていただいたことにより、人口については法施行前から400人を超える社会増の改善が図られ、特に五島市においては、市町村合併後初となる社会増が実現されるなど、有人国境離島法に基づく各種施策の成果が着実に現れてきている。

しかしながら、有人国境離島地域における人材確保は更に厳しさを増していることから島外からの人材確保対策を強化していく必要がある。

◆本県特定有人国境離島地域の人口推移<国勢調査>



<特定有人国境離島地域の人口等>

	全国	本県	比率
島の数	71 島	40 島	56.34%
人口 (H27国調)	269,307 人	120,677 人	44.81%

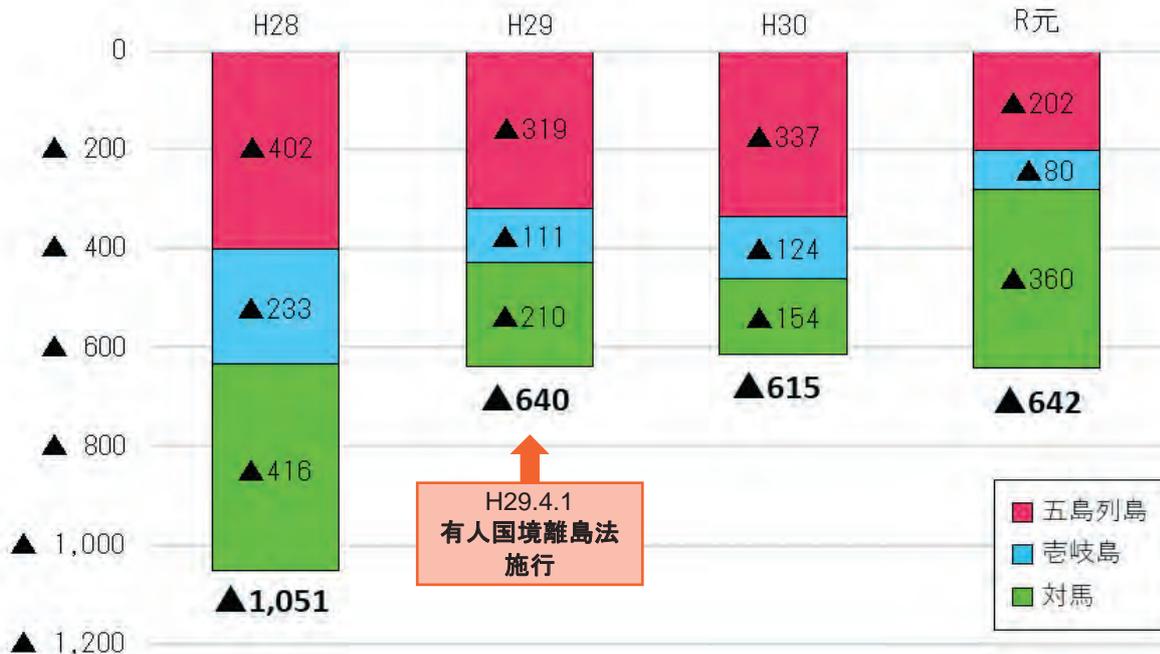
<特定有人国境離島地域の社会減の状況>



全国の特定有人国境離島地域 △1,773人

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(H27年) ※いわゆる「一部離島」の市町村 (輪島市、萩市、佐世保市、西海市、薩摩川内市) を除く

◆本県特定有人国境離島地域の社会減の状況



出典：「長崎県異動人口調査」 ※いわゆる「一部離島」の市町村 (佐世保市、西海市) を除く

【提案・要望実現の効果】

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の拡充や、国による特定有人国境離島地域に関する啓発活動や情報発信の充実などにより、交流人口の拡大及び雇用の場の創出等を更に推進することができる。

また、東シナ海周辺における海洋資源開発や外国漁船の操業が活発化する中、海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化等がなされることにより、領海警備等の対応強化が図られ、地域の人口の維持・増加につながるとともに、住民生活及び生産・流通の基盤である港湾等の整備が促進されることにより、地域経済を活性化することができる。